



サービスの利用者負担額のほかにお金は  
らないの？

かか



A. 必要なものについては、実費として支払いをお願いするよ。

利用料については、[利用者負担額以外のお金](#)が発生することはないよ。  
そのほかのことで、保護者に対してお金の支払いをお願いすることは、実はあるんだ。  
これについてもルールがあるよ。

お金の使いみち、が直接に利用者の有益性を向上させるもので、保護者に支払いを求めることが  
適当であるもの、に限られているよ。  
利用者負担のことではないことに注意が必要だね。

お金の支払いを求めるときは、書面にしなければいけないんだ。  
お金をなにに使うのか、金額はいくらか、なぜ支払いを求めるとその理由、を書面によって明  
らかにするんだよ。  
そのうえで説明したことに同意してもらうことが必要なんだ。

これは障がいのある子どもやその家族に対して、あいまいでヘンな不適切なお金の支払いを求  
めることを禁止する、ということだね。

障がいのある子どもの便益を向上させるものについては、一定のルールをきちんと守れば保護  
者にお金の支払いを求めてもいいよ、ということになっているんだ。  
費用の支払いをしってもらったら、領収書の発行をしなくちゃいけないんだよ。

[《MENU》](#)

[《PT・OT・STさんって？](#)

[障がいの社会モデルと医療モデルって？》](#)